

(平成25年10月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

中国（岡山）国民年金 事案 1471

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月及び同年5月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月及び同年5月
年金事務所の記録では、私は昭和46年4月から平成16年10月までの403月、国民年金の付加年金に加入しているにもかかわらず、付加保険料の納付期間が401月と記録されている。調査の上、付加保険料の納付期間を403月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に関することは全て当時の妻がしていた。」と供述しており、申立期間当時における国民年金保険料の納付等に直接関与しておらず、当該元妻には連絡が取れず供述を得ることができないため、申立期間における付加保険料の納付状況等について確認することができない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和46年度の月別の納付状況を示す欄には、申立期間は定額保険料のみの納付、昭和46年6月以降は定額保険料及び付加保険料の納付が記録されており、同年度の納付月数を示す欄には、定額保険料の納付月数が12月、付加保険料の納付月数が10月と記録されているが、当該記録は、申立人の元妻の記録と同じである上に、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における付加保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1472

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年6月までの期間及び同年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年6月まで
② 昭和47年8月から48年3月まで

私は、夫が所属するA組合（現在は、B組合A支店）で、20歳になった昭和45年*月から国民年金に加入し、毎月又は数か月に一回、A組合の当番の人に国民年金保険料を現金で納付していた。しかし、年金事務所の記録では、昭和45年度及び46年度は全て未納、47年4月から同年6月までの期間及び同年8月から48年3月までの期間は全額免除とされており、納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫がA組合の組合員であったことから、その妻である自分も、20歳になったらA組合で強制的に加入するようになっていたため、国民年金に加入した。申立期間当時、国民年金保険料は、A組合の当番の人が自宅に来て、その人に現金で渡していた。」としているところ、B組合A支店は、「当時の役員や職員に話を聞いたが、年金は個人の問題であるとして、組合は国民年金への加入や国民年金保険料の納付に関わっていなかった。」と回答しており、申立人の記憶と相違している。

また、申立人が、自分と同じように国民年金保険料を納付していたとする申立人の知人は、「短い期間ではあるが、A組合の婦人部が国民年金保険料の集金をしていたが、いつ頃であったかは覚えていない。」、「A組合の婦人部で、国民年金の加入手続の代行のようなことはしていなかったと思う。」としているが、同婦人部の当時の幹部は既に死亡している等により供述を得ることができず、C市は、「当市に国民年金保険料を集金する納付組

織があったことは分かっているが、申立人が居住する地区に存在していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人が居住する地区における納付組織の状況及び申立期間当時の国民年金保険料納付の状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、「前年度以前の過去の国民年金保険料を遡って納付したことはない。」としているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申請免除期間であった昭和 47 年 7 月の保険料を 51 年 1 月に追納し、同年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 12 月に過年度納付しており、その記憶と異なる保険料納付がみられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人が現在所持している二冊の年金手帳の記号番号以外の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、C 市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿（電算記録）に、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付は記録されておらず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 30 日から 44 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 11 月 1 日に A 社に入社し、同年 12 月に子供を出産した後、43 年 1 月 30 日から 44 年 8 月 31 日まで勤務した。しかし、年金事務所の記録では、同社における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立期間当時の社員名簿や出勤簿が残っておらず、申立人の在籍期間の具体的な日付は分からないが、賃金台帳の記録から、昭和 42 年 6 月から同年 10 月まではパート社員として、同年 11 月のみ正社員として在籍したことが分かる。他方、申立期間の同台帳には、申立人の名前は無い。」と回答している上に、申立人の同社における雇用保険加入期間は、同年 6 月 29 日から同年 11 月 30 日までであることが確認できる。

なお、A 社から提出された賃金台帳を見ると、昭和 42 年 11 月の同台帳においてのみ、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者 25 人に照会したところ、14 人から回答があったが、申立期間における申立人の同社への勤務をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和 42 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に同資格を喪失したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立期間における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票

を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。